

(平成20年12月公表)

# たからづかしの 家計簿



＜平成19年度決算の概要＞

宝塚市企画財務部財政課



## 予算と決算

- 予算とは、本市の1年間の行政活動にかかる収入と支出の内容について、あらかじめ見積もったもので、いってみますと、市民の皆様の行政ニーズに対する本市の取り組み予定を、金額で表したものとと言えます。
- 決算とは、予算（見積もり）に対して、本市の1年間の行政活動にかかった収入と支出の実績を表したものです。いってみますと、行政活動の内容や結果を数量化し、その状況を表したものとと言えます。
- このたび、平成19年度決算に伴う財政状況を家庭の家計になぞらえ「たからづかしの家計簿」としてまとめましたので、市民の皆様にお知らせいたします。  
行政参加や、行政活動の内容確認などにご活用いただけましたら幸いです。

## 経営状況

- 本市は、阪神・淡路大震災からの復興に多くの費用がかかりました。  
その一方で、これまでも、継続して職員数や人件費を減らし、また、事業を改善したり、休止、廃止したりするなどの行革（行財政改革）の取り組みを行ってきました。
- しかし、こうした努力にもかかわらず、平成9年度以降は貯金である基金を毎年、取り崩して、なんとかやりくりをしています。
- これは、本市の収入の半分以上を占める市税収入が、景気の悪化や国の税制度などの変更の影響を受けて大きく落ち込んだことなどが原因です。
- それに加えて、国の三位一体改革による地方交付税や国庫補助金の削減のほか、今般の世界をゆるがす空前の金融危機や景気後退は、本市の財政にも大きな影響を及ぼしています。

## 会計の区分

- 本市の会計は、「一般会計」と「特別会計」からなっています。  
会計は1つの方がわかりやすいのですが、一般行政と異なる性格から、一般会計と区分して経理する方がわかりやすい場合があり、その場合には「特別会計」を設けることが法律で認められています。
- その他に地方公営企業として、本市が経営する水道、病院、下水道の3つの「企業会計」があります。

平成19年度の決算の概要につきまして、次ページ以降でご説明いたします。  
皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

※末尾に用語の説明があります。

宝塚市の会計について家族、親戚しんせきに例えて下表のように表しました。

表 1

宝塚市の会計			
世帯主	一般会計	民生費	障害者の自立支援や高齢者福祉、子育て支援などの経費です。 
		土木費	道路や河川、公園などの整備や市営住宅管理のための経費です。 
		公債費	市の借金返済のための経費です。
		総務費	庁舎や財産の維持管理、コミュニティ、文化、住民票、市税の課税徴収などの経費です。
		教育費	学校教育、社会教育（公民館など）、スポーツ振興などの経費です。 
		衛生費	ごみ収集・処理、環境保全、成人病検診、予防接種、健康増進などの経費です。 
		消防費	消防（救急）、水防、災害対策の経費です。 
配偶者	特別会計	国民健康保険事業費	
		国民健康保険診療施設費（西谷の診療所）	
		農業共済事業費	
		老人保健医療事業費	
		介護保険事業費	
		公共用地先行取得事業費	
子ども	企業会計	A男	水道事業
		A子	病院事業
		B男	下水道事業

公社、第三セクター等		
親 戚	宝塚市土地開発公社	先行的な公有地の土地の取得や売り払いなど
	(財)宝塚市都市整備公社	墓地の運営など
	(財)宝塚市文化振興財団	ベガ・ホールなどの管理、文化事業の実施
	(財)宝塚市保健福祉サービス公社	ステップハウス宝塚の運営など
	宝塚アーバンサービス株式会社	市立施設の管理など
	宝塚都市環境サービス株式会社	し尿の収集や運搬など
	(財)宝塚市スポーツ教育振興公社	スポーツセンターの運営など

## 世帯主（一般会計）

### 家 族

扶養家族には、配偶者（特別会計）、A男（水道事業）、A子（病院事業）、B男（下水道事業）がいます。

### しん せき 親 戚

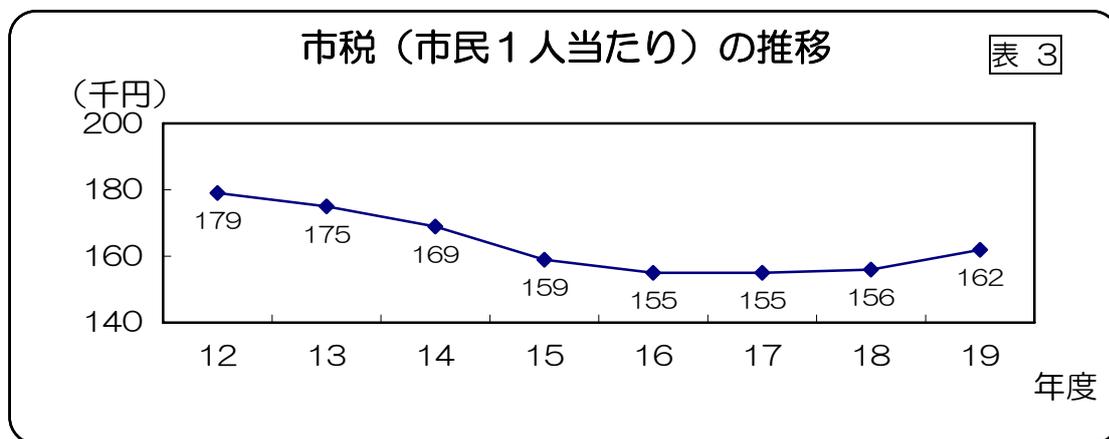
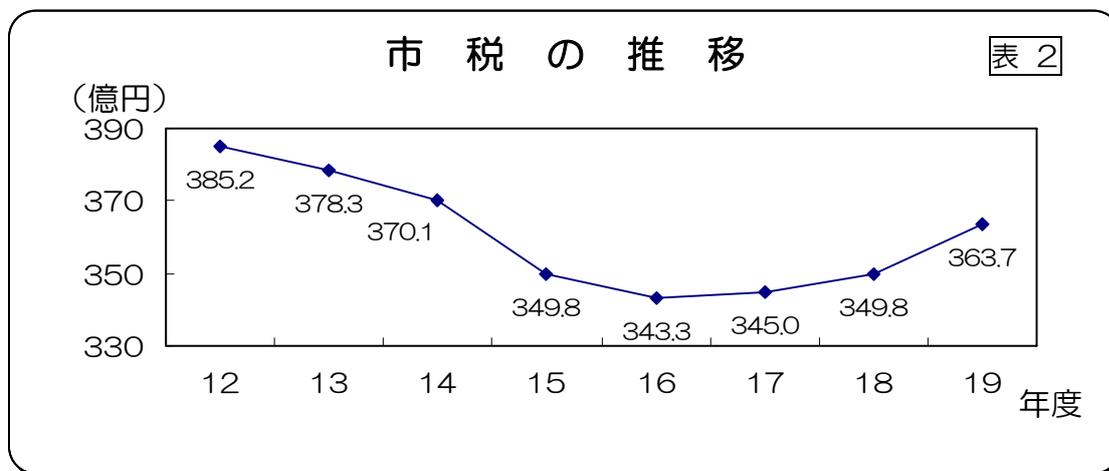
親戚には、土地開発公社、都市整備公社、スポーツ教育振興公社、保健福祉サービス公社、文化振興財団、宝塚アーバンサービス、宝塚都市環境サービス（以上、市が100%出資）がいます。

### 収 入

世帯主（一般会計）の収入は、**655.8億円**です。

中心となる市税の収入は、363.7億円で収入全体の約56%でした。全国市町村の平均税収入の比率が39.9%（平成18年度）であることからすれば、安定した収入基盤があるといえます。

しかし、平成16年度まで下がり続け、平成17年度から少しずつ増えていますが、ピークまでには戻っていません。



住民基本台帳人口225,048人（平成20年3月31現在）

## 支 出

1年間の医療費、光熱費、食費、ローン返済、家の修繕などの生活費は、**646.2億円**でした。

## 収支差引

収支差引は、9.6億円の黒字ですが、来年度以降の支払いに充てるために置いておかねばならないお金が4.6億円あるので、それを差し引くと**5.0億円**のお金が残りました。

## 実質的な収支

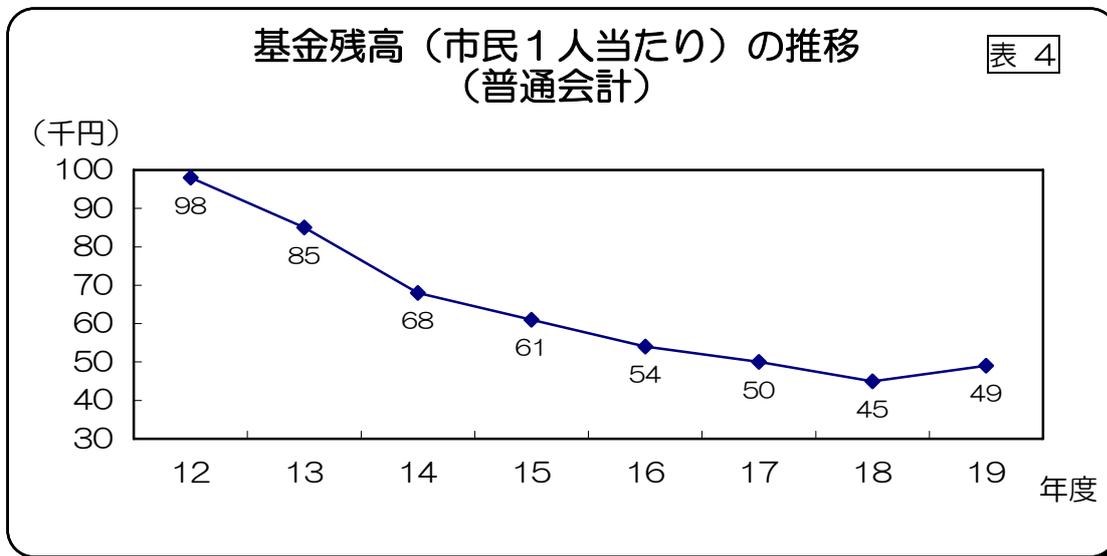
しかし、貯金を28.3億円引き出して支払いに充てて、新たに21.3億円貯金したので、結局は**2.0億円**の赤字でした。

## 貯 金（基金）

今年の貯金残高は**109.4億円**になってしまいました。

貯金は、一番多かった平成8年度の302.4億円の約36%になってしまいました。

ちなみに、市民1人当たりの貯金は、4.9万円です。



## 借 金（地方債）

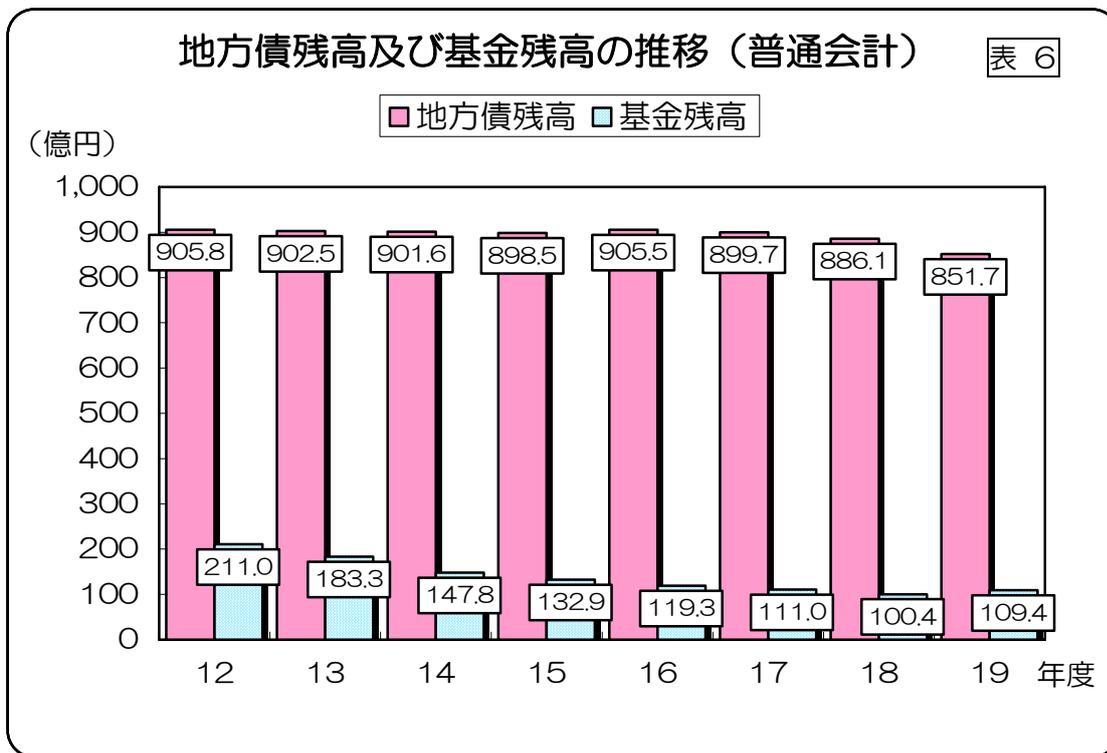
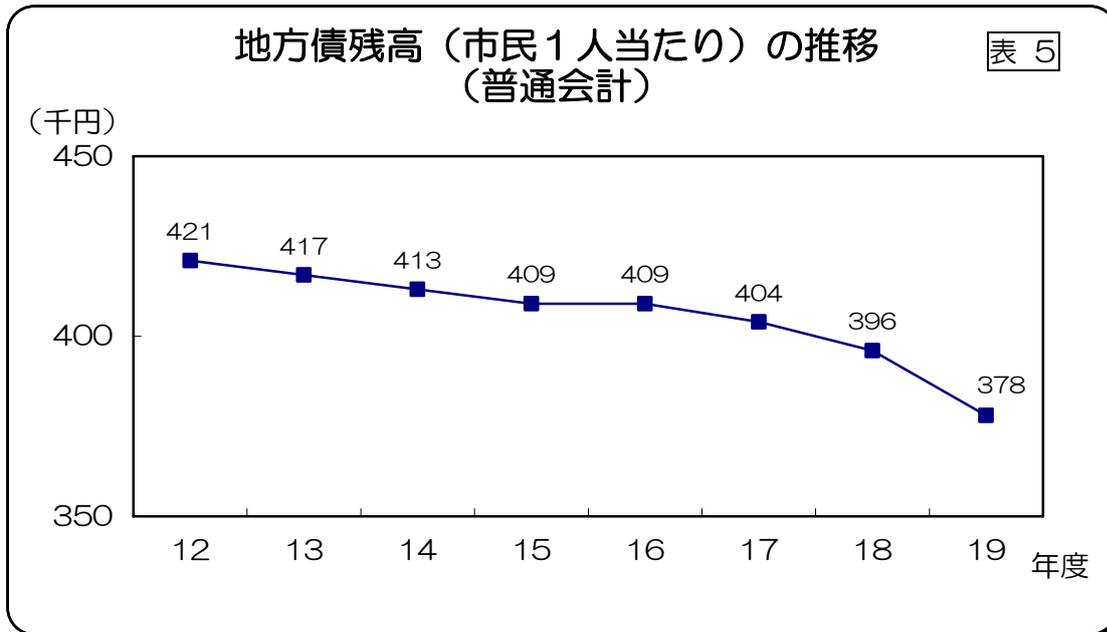


ローンの残高は、**851.7億円**あります。

昨年より34.4億円減少しましたが、まだまだ厳しいです。

なんと言っても阪神・淡路大震災で住宅等を建て直すのに借り入れた借金が280.7億円残っており、財政に大きな負担となっています。

市民1人当たりの借金は、37万8千円で昨年よりは1万8千円減りました。



## 配偶者（特別会計）の状況

収入	配偶者（6つの特別会計）の収入総額は、469.9億円でした。
支出	配偶者の支出総額は、476.8億円でした。
収支差引	収支差引額は、 <b>6.9億円</b> の赤字でした。

国民健康保険事業費等で、3千万円翌年度に支払いが決まっているお金があるので、実質は7.2億円の赤字でした。特に、年々、医療費が多くなり大変苦労をしています。

## A男（水道）の状況

収益	収益は、43.2億円でした。
費用	費用は、42.5億円でした。
純利益	純利益は、 <b>0.7億円</b> の黒字でした。



## A子（病院）の状況

収益	収益は、97.6億円でした。
費用	費用は、104.1億円でした。
純損失	純損失は、 <b>6.5億円</b> の赤字でした。



収支差引は6.5億円の赤字ですが、人の命を預かる仕事をしているので、市民の皆さんにも理解をしていただき、生活の一部を世帯主から援助してもらっています。

診療報酬の改定や医師不足などから大変厳しい状況にありますが、経営を改革して、市民の皆さんに安心・安全の医療を提供できるよう頑張ります。

## B男（下水道）の状況

収益	収益は、45.2億円でした。
費用	費用は、44.3億円でした。
純利益	純利益は、 <b>0.9億円</b> の黒字でした。



健康状態……(末尾に用語解説あり)

表 7

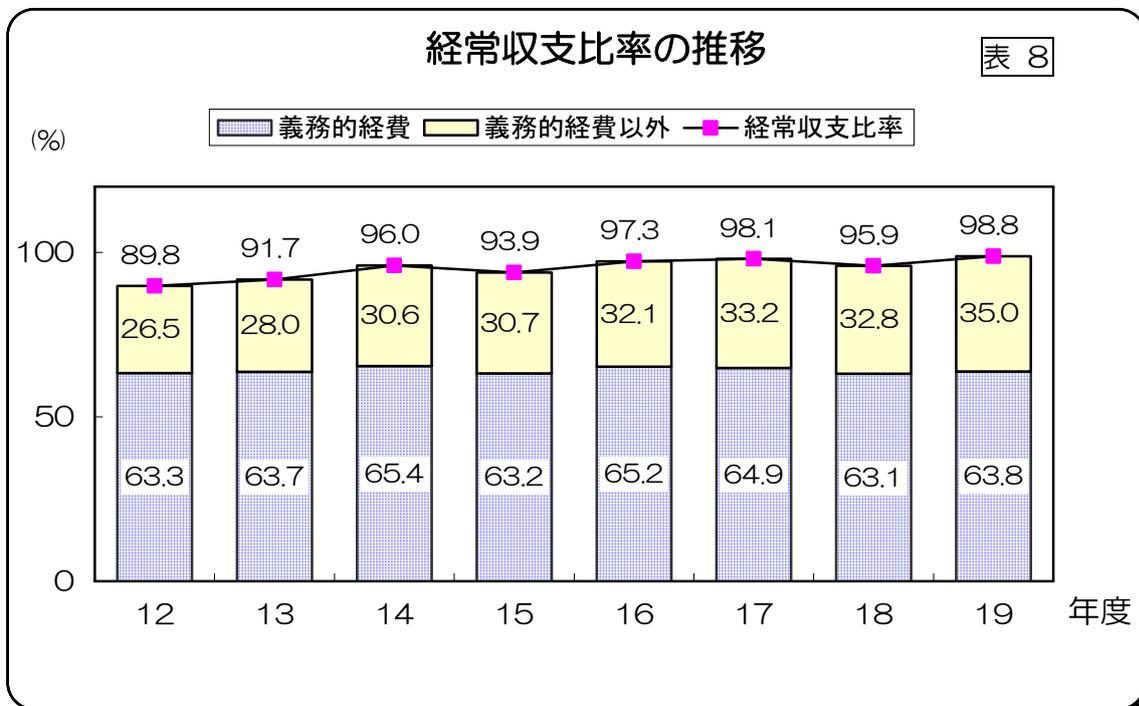
健康状態の指標名		指標	県下29市の順位
1	経常収支比率 <small>収入に占める食費、家賃、ローンなどの割合</small>	98.8%	28位
2	実質公債費比率 <small>収入に占める借金返済額の割合</small>	8.8%	3位
3	将来負担比率 <small>世帯主が本人や家族、親戚などのために将来負担する借金の収入に占める割合</small>	107.4%	8位

財政健全化（健康づくり）に取り組み中ですが、県下29市での比較順位では経常収支比率は28位と非常に悪く、一方、実質公債費比率は3位、将来負担比率は8位と県下では比較的健全な水準です。

しかし、A子（病院）の健康回復への応援や、学校などの建物の地震に備えた修理などの経費もこれから見込まれますので、家族、親戚みんなの健康が保てるよう、それぞれが節制を行い、健康管理に取り組んでいます。

経常収支比率の推移

表 8



## 用語の説明

### 地方債

家庭でいえば、住宅ローンなどの「借金」のことです。市の支出は、地方債以外の収入で賄うことが原則とされていますが、資本形成の役割を果たすものや後年度にわたる住民負担の均衡を図るものなど、一定の場合に限定して借入れが認められています。

### 三位一体改革

「地方にできることは地方に」という目的で、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して地方分権を推進することを目指した改革で、「国庫補助負担金改革」、「税源移譲」、「地方交付税の見直し」の3つを一体として行う改革のことです。

### 税源移譲

三位一体改革の1つで、国税の所得税から地方税の個人住民税へ税源を移すなど、市の自主財源の大半を占める市税の割合を大きくし、市の財政の自主性と安定性の確保を図ろうとするものです。

### 地方交付税

全国のどの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、消費税などの国税の一定の割合を財源として、国が一定基準により市に交付するもので、基準財政収入額と基準財政需要額の差（財源不足額）を基本として交付される「普通交付税」と、特別な財政需要に対応して交付される「特別交付税」があります。

### 基準財政収入額

各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、税収入を一定の方法によって算定するもので、普通地方交付税の算定に用いるものです。

### 基準財政需要額

各地方公共団体が、合理的で妥当な水準の行政を行い、また、施設を維持管理するなどの財政需要を算定するもので、各行政単位毎に算出されるものです。

### 国庫補助負担金

国税を財源として、国が使い道を特定して地方に交付する財源です。

### 収支差引

その年度の収入の総額から、支出の総額を差し引いた形式的な収支から、翌年度に繰り越す財源（年度をまたがって行う事業に充てる財源）を差し引いた額をいいます。

### 実質的な収支

その年度における収入には基金（貯金）の取り崩しを含み、支出には基金への積み立てを含むため、実質収支から、これらを差し引きして得られた額をいいます。

### 経常収支比率

地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられているもので、これが大きくなるほど、新たな財政需要に対応できる余地が少なくなり、一般的には、都市においては75%程度が妥当で、これが80%を超えると、その地方自治体の財政は弾力性を失いつつあると言われています。

### 実質公債費比率

一般会計のほかに企業会計などでの償還のため、一般会計からの繰出金などを含む公債費の標準財政規模に占める割合を示すもので、この比率が18%以上になると、地方債の発行は許可制となり、25%以上で原則として市単独事業の起債が認められなくなります。

### 将来負担比率

企業会計、出資法人等を含めた一般会計等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

### 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものです。